

[調査会 NEWS 510] (19.6.1)

■米 국무省による「北朝鮮人権法」報告書に『しおかぜ』を評価する」と記載

専務理事 真鍋貞樹

米国 국무省による「北朝鮮人権法」に基づく議会への報告書に関して、下記のように、YOMIURI Online News(5月31日)にて報道された。

【ワシントン=坂元隆】米 국무省は30日、ジェイ・レフコウィッツ北朝鮮人権問題担当特使の活動状況についての年次報告書を発表し、北朝鮮が人権状況改善のために「意味ある措置を何も取っていない」と厳しく批判した。報告書は、北朝鮮国内の強制収容所に推定15万～20万人の政治犯が収容されていると指摘し、基本的人権である表現、信教、集会などの自由や公正な裁判を受ける権利などがいずれも無視されていると述べた。

日本人拉致事件についての直接の言及はないが、「過去に拉致した外国人について十分な説明をしていない」と批判している。報告書は一方で、レフコウィッツ特使が北朝鮮からの脱出住民(脱北者)の米国への受け入れに努力したとし、昨年5月に6人を受け入れたのをはじめ、現在までに合計30人が米国に再定住し、さらに受け入れ数が増える見込みであると述べている。年次報告書は北朝鮮人権法に基づくもので、議会に送付される。

この報道では触れられていないが、レフコウィッツ北朝鮮人権問題担当特使の報告書には、特定失踪者問題調査会が実施している「しおかぜ」に対する評価が記載されている。

原文は下記の通りである。

A Japanese group also conducts approximately one hour of shortwave broadcasts to North Korea each day. The Special Envoy has welcomed and supported the increase in this activity.

直訳すると、「ある日本の民間団体も、1日1時間ほど、北朝鮮向けに短波ラジオ放送を実施している。レフコウィッツ北朝鮮人権問題担当特使は、この活動を歓迎するとともに、支持するものである」となる。

同報告書では、米国のボイス・オブ・アメリカと自由アジア放送が同様の活動を進めていることにも触れ、彼らへの財政支援の経過と、北朝鮮の体制転換のために民間団体が行うこうした事業は非常に有効であると、高く評価した内容を盛り込んでいる。

ちなみに、同法に基づいて、ブッシュ政権として、ボイス・オブ・アメリカと自由アジア放送などの北朝鮮向け放送事業の支援のために、年間460万ドル(約5億5200万円)から800万ドル(9億6000万円)の支援を支出することを、議会に求めている。

この報告書の作成にあたっては、米国国務省の担当者が、直接調査会に調査に訪れたことがあった。その際に調査会からは、一連の調査会としての活動と、「しおかぜ」について説明を行った。それが、今度の「レフコウィッツ北朝鮮人権問題担当特使の報告書」に盛り込まれたのであろう。その調査官は「こうした事業は、政府が実施するよりも、民間団体が行うことがより効果的でしょう」と話していた。

かたや、日本政府は、ほとんど誰もその存在に気づかなかった拉致問題の「国内向けの啓蒙」のためのテレビ・コマーシャルを1週間ほど実施した。それには1億500万円を拠出した。さらに1億5000万円で、日本政府による短波ラジオ放送を今年度から実施するという。

日本政府の拉致対策本部では、こうした米国国務省の報告書における民間団体の役割の評価に対して、どのような評価をしているのだろうか。

■北朝鮮からの4人

荒木和博

個人的な話ですが、ニュースで「深浦港」と聞いて思い出したのはかつて五能線の写真を撮りに行って泊まった旅館で缶コーヒーを爆発させた思い出(?)です(詳しくは私のブログで昨年の大晦日に書いてあります)。

五能線の沿線というのはともかく作業者上陸のメッカで、マスコミの人が沿線のある漁村に取材に行ったら、どこの家にも警察からの感謝状があつて驚いたとのことでした。作業者の無線機だとか器材の入ったバックを拾って警察に届けたなどのことで、そういう話が日常茶飯事なのだと実感した次第です。

それはともかく、今回の4人は作業者ではないようですが、難民であればあつたとして、やはり何か動いているのかな、という感じはします。今から15年くらい前、第1次核危機の頃だったと記憶していますが、現在NGO「脱北者支援機構」の代表をしておられる坂中英徳さんが法務省におられたときに北朝鮮崩壊時の日本への難民の問題について、インタビューしたことがあります。そのとき坂中さんは「帰国者9万3000人は亡くなっている方もいるが子供もできており、30万人位は想定する必要がある」と語っておられました。

当時私は民社党(平成6年解党)の本部で機関紙「週刊民社」の編集部におり、この記事は政府の責任ある立場の人が推定の人数を明らかにしたという意味で実はスクープだったのですが、結局誰にも注目されずに終わってしまいました。今回のことが単発で終わるのか、続くのかはまだ何とも言えませんが、転ばぬ先の杖で、準備はしておく必要があるでしょう。ちなみに北朝鮮人権法の第六条2項には「政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする」と記されています。

難民が来ないようにするためには、基本的に北朝鮮の中で一般国民の衣食住及び人権が保障されることが必要です。現在北朝鮮からの難民の大部分は中国に逃げっていますが、世界中で国民が中国に逃げ込む国は北朝鮮しかありません(逆はともかく)。水は高いところから低いところに流れるのであり、北朝鮮がまともな国になれば中国に限らず日本も含め難民は出る必要がなくなります(韓国の場合はタテマエであっても「南北統一」と言っていますから、少々話は違いますが)。

もちろん、在日の帰国者やその家族は日本に帰ろうとする人が少なくないと思います。それは対応すべきだと思いますが、一般の北朝鮮の人々が難民として来ないようにするためには、結局今の金正日体制を取り替えて、よりまともな政権にするしかありません。

想像するに、これから日本では「脱北者はすべて追い返せ」と言うような主張をする人が増えてくるでしょう。私たちはもちろんそれに反対しますが、難民を危惧する人には「それなら一刻も早く体制転換を実現しましょう」と申し上げたいところです。

[調査会 NEWS 512] (19.6.3)

■参考情報 魏京生氏成田空港で足止め中

直接北朝鮮の問題ではありませんが、著名な中国の人権活動家である魏京生氏が現在成田空港で入国を拒否されています。

魏京生さんは昨日（6月2日）午後1時過ぎ成田に到着しましたが、入国を拒否され、一時はそのまま強制送還されそうになったとのこと。交渉をしてとりあえず一晩を空港の中で過ごしたそうですが、担当者は「手続き上は問題ないが、上からの命令で入国させられない」と言っているとのこと。詳しくは分かりませんが、事実であれば大変な問題であり、国際的にもわが国の人権感覚を疑われかねません。

魏京生さんは6日夕方に調査会の事務所も訪問される予定になっています。当局が一刻も早く入国を認めるよう希望する次第です。

なお、本件に関しては記者会見等が行われる可能性もあります。報道関係の方等、お問い合わせは魏京生さんの受け入れ先である中国民主陣戦（tel 03-5907-5660 fax 03-5907-5662 担当兪明鶴さん）にお願いします。

[調査会 NEWS 513] (19.6.4)

■臨時記者会見のお知らせ

調査会では下記の通り臨時記者会見を開催します。報道関係各位にはお忙しいところ恐縮ですが、対応賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の記者会見は NetLive（砂川昌順代表）のご協力を得て、初めての試みですが、会見の内容をインターネットで生中継します。視聴されたい方は当日 NetLive のホームページをご覧ください（<http://www.netlive.ne.jp/>）。初めての試みで報道関係の皆様には何かとご迷惑をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。

日時 6月6日（水）14:00～
場所 特定失踪者問題調査会事務所3F
内容 1000番台リスト発表（2名）
その他

調査会 NEWS 514] (19.6.5)

※明日 6 日の臨時記者会見は NetLive (砂川昌順代表) のご協力を得てインターネットで生中継します。ご覧になりたい方は NetLive のホームページをご覧ください。

(<http://www.netlive.ne.jp/>)。

■西村議連幹事長が質問主意書提出

西村真悟・拉致議連幹事長が本日 (6 月 5 日)、下記の質問主意書を提出しました。質問主意書は国会での質問を書面によって行うもので、政府は通常 1 週間以内に文書で答弁を行うことになっています。この内容にはこれまで調査会が主張してきた内容もかなり盛り込まれており、政府がどのように答弁するかが注目されています。

北朝鮮による日本人拉致問題及び全被害者救出に関する質問主意書

北朝鮮による日本人拉致問題の本質は、単に箇々の被害者に対する犯罪及び人権侵害にとどまらず我が日本の国家主権の侵害であるので、拉致被害者全員が解放されて祖国日本に帰り原状回復されるまでは、この犯罪と国家主権の侵害も日々止まることなく進行し続けている。従って、この現在も進行中の国家的な重大事態に関しての対策は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 (時効)、北朝鮮による日本人拉致事件における国外移送目的略取及び誘拐罪 (刑法二百二十六条) の時効の起算点はいつか。
- 二 (逮捕状)、捜査機関は今まで、外国に居る複数の者を拉致実行犯人として逮捕状を取得しているが現在も日本に在住している者に対する逮捕状は取得していない、つまり、外国にいて逮捕不能の被疑者に対する逮捕状はあるが、不可解なことに、国内にいて逮捕可能な被疑者に対する逮捕状はないのである。

そこで、例えば共に拉致被害者と認定されている (1) 有本恵子を拉致したと自ら認めた者、(2) 原敕晁の勤務していた家宅捜索を受けた中華料理店の店主、(3) 田中実の勤務していた中華料理店の店主とその仲間及び (4) 久米裕拉致の実行犯らは、我が国内にいて「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある」と思料されるのであるが、捜査機関は何故これらの者に対する逮捕をはじめとする強制捜査を行わないのか、回答されたい。

三（実況見分）、関係者を立ち合せての犯罪現場及び犯人の逃走経路などの実況見分は、真相究明の為の極めて重要な捜査つまり情報収集であるところ、帰国して五年近くも経過している拉致被害者五名が、今までにそれぞれ拉致された現場において立会ったうえで捜査機関が実況見分を実施したとは聞いていない。

捜査機関は、このような現場における被害者立会の実況見分を実施しているのか否か、仮に現在まで実況見分を実施していないとすれば、その実施していない理由を回答されたい。

四（松本京子の拉致被害者認定の経緯）、政府は、金子善次郎衆議院議員の松本京子拉致疑惑を質した質問主意書に対して、平成十二年十二月五日付けで答弁書を提出して、松本京子に関して、「所要の調査を実施したが、北朝鮮に拉致されたと疑わせる状況等はなかったものと承知している」と回答したのであるが、平成十八年十一月に、一転して同女を北朝鮮による拉致被害者と認定している。そこで、次の事項について回答されたい。

1、松本京子に関して、平成十二年以降に新たな状況が判明したから新たに拉致認定にいたったのか、それとも、平成十二年十二月時点で愚かにも判断を誤っていたからその当時拉致認定できなかったのか、回答されたい。

さらに、新たな状況の判明によって認定したとするならば、その状況とは何か。

2、新たな状況の判明か政府の判断の誤りか、いずれにしても、政府が過去に「拉致されたと疑わせる状況等はなかったと承知」していた失踪者松本京子に関して拉致被害者であるとの判断に至ったのであるから、他に同女と同様のケースがあることは当然予想される場所であるので、政府は同女の拉致認定以後、類似の失踪者ケースについて再調査しているのか否か回答されたい。

3、政府は拉致の認定に当たって、「もし認定した失踪者が拉致で無かった場合、北朝鮮から反撃を受ける」として認定に極めて慎重であるが、同女の場合拉致から認定まで二十九年余の歳月が経過し、前記の金子議員の質問主意書提出からでも認定までに六年余が経過しているのであって、もちろん本人の帰国は果たされていない。

また、曾我ひとみの場合には、北朝鮮がその存在を明らかにするまでの二十四年間、政府は全く拉致とは認識していなかったのである。

そこで、これら長期間にわたって拉致と認識されなかった事態を踏まえ、政府には「拉致と明らかにできなかった責任」があると思われるが、政府はどのように

その責任を負うのか回答されたい。

五（渡辺秀子親子殺害拉致事件について）、渡辺秀子親子が殺害され拉致された事件について、ユニバース・ 트레이ディング社の関係者が、三十人ほどの日本人と在日朝鮮人を拉致した旨証言したとの報道があったが、政府は、この報道に関する事実関係についてどこまで捜査して実態を把握しているのか、明らかにされたい。

六（政府の情報収集の意思と体制）、拉致事件の全容の解明と拉致被害者総数の把握のためには情報の収集が死活的に重要であるが、第二及び第三の質問にある国内に居る拉致実行犯と疑うに足りる者達への強制捜査や犯行現場の実況見分も極めて重要な情報収集であるのに未だ実施されず、さらに、政府の作成するパンフレットやテレビコマーシャル等においても、政府が情報を求めていることを広く訴えるどころか、情報提供の為の連絡の窓口すら示されていないので、政府の情報収集の意欲を疑わざるをえず、次の質問をする。

- 1、警察等の捜査機関や公安調査庁の調査以外に、政府の対策本部としてどのような情報収集体制をとり情報を収集しているのか。
- 2、政府の対策本部においては、右の各機関に集積された情報、さらに、自衛隊や在日米軍に集積された情報を統合し分析する機能を果たしているのか。
- 3、情報は、対価を支払うか交換するかもしくは盗む、の三つのうちの何れかの手段によって収集できるのであるが、政府は情報提供者に対する対価の支払いや司法取引等を実施して情報を集める用意があるのか。
- 4、特に、警察庁においては、平成十九年四月一日から、広く国民から重要凶悪犯罪等の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別奨励金による懸賞広告制度を導入しているが、拉致事件について特別報奨金の対象とする用意はあるのか。
- 5、政府は、情報収集のための新たな国家機構の整備及び新法の制定等の措置を考えているか。
- 6、さらに渡辺秀子親子殺害拉致事件に関して情報の開示を要請したところであるが、政府には、拉致問題の必要性と真相の解明の観点から、「捜査上の秘密」によって非公開とすることなく、進んで明らかになった事実関係を広く開示し国民の関心を喚起して新しい多くの情報の提供を求めるという姿勢が必要と考えるが、拉

致問題に関する事実関係の積極的な開示について、政府は如何に考えるか回答されたい。

七（政府の表明書について）、去る四月二十六日、古川了子の拉致認定訴訟で和解が成立したが、和解に当たって、内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室長及び内閣官房拉致被害者等支援担当室長河内隆の同日付け表明書（以下、表明書という）が発表されているので、以下質問する。

1、表明書において表明された見解については、対策本部長である内閣総理大臣及び担当大臣である内閣官房長官も同様の考えであると理解してよいのか確認したい。

2、表明書第一項に、「本件訴訟での証拠調べをも踏まえて・・・被害者と認定することとする」とあるが、これは、本件訴訟の証人の一人であった安明進の証拠調べも踏まえると理解してよいのか確認したい。

3、表明書第二項に、「拉致被害者支援法に定める被害者と認定された人以外にも、北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない人が存在しているとの認識に基づき、引き続き拉致容疑事案の真相究明に努め・・・解決に向けて全力で取り組んで行くものとする」とあるが、これは、現在の拉致認定者以外に、警察が所有する拉致の可能性のある失踪者のリスト、特定失踪者問題調査会の所有する失踪者のリスト及び家族から届け出のあった失踪者のリストの中に拉致の被害者が存在するという認識を表明したものなのか。

さらに、家族や知人がいない人達が拉致されれば、彼等が拉致されたことを知る人がいないので右の各リストに掲載されること自体困難であるが、政府は、このような未だ何処のリストにも現れてこない拉致被害者が存在している可能性を排除できないと認識しているのか。

4、政府は、右の通り表明書第二項において、今まで被害者と認定された人以外にも拉致の可能性を排除できない人が存在していると認識して解決に向け全力で取り組んでいくこととすると表明しているのであるが、では、今までの被害者救出のための対応は十分であったと認識しているのか回答されたい。

さらに、情報収集を含む取り組みの体制について改善すべき点があると考えているならば、その点について回答されたい。

5、政府は、北朝鮮向け短波ラジオ放送による広報を準備していると聞くが、その概要を示されたい。

また、表明書の趣旨からすれば、この放送の中で、拉致の可能性を排除できない人については、政府認定者と分離するにしても、その氏名や年齢及び失踪時期などの読み上げを行うのは当然と思われるが、その用意はあるのか回答されたい。

七（自衛隊の運用について）、政府の現在までの拉致問題への対処は、個々の犯罪捜査とその真相究明の為の対処であり、これらは畢竟、単なる個人的法益に関する捜査であって北朝鮮による我が国家主権の侵犯という拉致問題の重要な本質に即した対処とはなりがたいのである。このことは、北朝鮮当局の指令に基づいて拉致を実行して現在北朝鮮に居る拉致実行犯人に対していくら逮捕状を取って北朝鮮当局に引渡しを請求しても無駄なことをみても明らかであり、これが、犯罪の捜査という次元を超えて国家主権の回復という観点からの対処の発想が必要な所以である。そこで、次の質問に回答されたい。

- 1、政府は、北朝鮮による日本人拉致は、北朝鮮による我が国の国家主権の侵犯であると認識しているのか否か、回答されたい。
- 2、北朝鮮による日本人拉致が我が国の国家主権の侵犯ならば、被害者の解放を北朝鮮当局に求めることは、犯人に被害者解放を求めることに他ならず、これは結局、被害者が解放されるか否かは北朝鮮当局の意向次第ということになる。

そこで、我が国は被害者解放の為に制裁を始めとして何らかの強制力を行使しなければならぬと思料されるが、政府はこの強制力行使は必要と考えているのか不用品と考えているのか、その見解を回答されたい。

- 3、政府は平成十八年三月八日の参議院予算委員会における山根隆治議員の質問および同五月十日の衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における稲田朋美議員の質問に対し、北朝鮮の体制崩壊等の緊急事態にあたって、邦人保護の観点から外務大臣の要請があれば、自衛隊の派遣が可能であると答弁しているが、自衛隊でこの任務に対応する部隊は先般編成を完結した中央即応集団（CRF）であると理解してよいか。または他にそのような部隊があるのか。

さらに、その訓練装備等の充実度など、その準備はどのように行われているか。

- 4、かつてアルバニアの治安崩壊という事態に際して、銃撃戦のうえ邦人を救出してくれたのはドイツ軍部隊であったが、政府は、中央即応集団等の部隊を、このような他国の治安崩壊等の事態に際して自力で国民を救出するための部隊として運用させる所存か、回答されたい。
- 5、また、そもそも北朝鮮の体制が崩壊するしないにかかわらず、北朝鮮にいる拉致

被害者を一刻も速く救出することは国家としての重大な責務であるが、救出について他国の協力も得られず、また、このまま放置すればこの重大な国家の責務を放棄することとなる事態において、政府の自衛隊運用の決断による拉致被害者救出作戦実施は、政府の想定内なのか、それとも、全くの想定外なのか、回答されたい。

そこで、政府が拉致被害者救出に自衛隊の運用が必要な事態があると想定しているとして、それを実施するために何か障害があると考えているのか、障害があると考えているならば、それは何か、回答されたい。

さらに、政府が、自衛隊運用による拉致被害者救出に障害があると考えているとして、その障害を除去する措置を実施する考えがあるのかないのか、回答されたい。

右質問する。

北朝鮮による日本人拉致問題及び全被害者救出に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成十九年六月五日

提出者 西 村 眞 悟

衆議院議長 河野 洋平 殿

■ 1000番台リスト（第12次）発表

本日下午のお二人についてゼロ番台リスト（拉致の可能性の存在する失踪者）から1000番台リスト（拉致の可能性の高い失踪者）へと変更しました。（以下敬称略）

古都 瑞子（通称・洋子） ふるいち みずこ（ようこ）

生年月日 : 昭和5（1930）年4月8日

失踪年月日 : 昭和52（1977）年11月14日

当時の年齢 : 47歳

当時の身分 : 皆生温泉で仲居。

身長：148cm 体重：45kg

失踪場所 : 鳥取県米子市皆生温泉街またはその周辺

当時の居住地 : 鳥取県米子市

失踪の状況 : 午後9時に旅館での仕事を終え一時帰宅。その後普段着に着替え出かける。
自宅には近く東京へ行く切符や、ハンドバッグ、現金、常に持ち歩いていたポケベルも置いたまま。

1000番台とする根拠

- ・失踪場所および居住地が、北朝鮮との交流が頻繁に行われ、かつ松本京子さん拉致現場と同じ鳥取県米子市であること。
- ・失踪年月日が横田めぐみさん拉致の前日（もしくは同日）であり、北朝鮮が頻繁に拉致を行っていた時期であること。
- ・北朝鮮からの脱北者による目撃証言があること。

2002年に脱北した北朝鮮の元踊子・金聖愛さんによる目撃証言

「姑の親友にとってもよく似ています。この人と最初に会ったのは90年。清津の『外貨食堂』で行った私の結婚式で、歌と踊りを披露してくれました。（中略）踊りは日本の伝統的なものだそうで、とても上手でした。そのとき、『SEIKO』の腕時計をお祝いに貰ったのを覚えています」

「身長は150～160cm（実際は148cm）で、出会った当時は60歳ぐらい。（中略）私も彼女とはたくさん話をしましたよ。『あなたは（踊りの）才能がある。日本に行けばたくさんおカネを稼げるわ』とよく褒められました」（週刊誌『フライデー』平成16年1月23日号より抜粋）

矢倉 富康 やくら・とみやす

生年月日 : 昭和26（1951）年11月23日

失踪年月日 : 昭和63（1988）年8月2日

当時の年齢 : 36歳

当時の身分 : 漁師（元エンジニア）

身長：165 ～ 170cm

失踪場所　　：鳥取県沖海上

当時の居住地：鳥取県米子市

失踪の状況　：2 日夕方 6 時、漁に境港港から一人「一世丸（いっせいまる・5 トン）で出発して翌 3 日朝 6 時に帰港する予定だったが行方不明。美保関と隠岐島の間地点で漁をする予定だった。海上保安庁と漁業組合全員が操業を中止して操業海域を捜索したが手がかりなし。8 月 10 日に海上保安庁が竹島沖南南東 25°で一世丸を発見したが本人の姿はなかった。左舷前方に他の船と衝突した痕跡。3 年前(昭和 59 年に勤務先の会社が倒産)まで精密工作機械製作のエンジニアだった。

1000 番台とする根拠

- ・失踪場所および居住地が、北朝鮮との交流が頻繁に行われ、かつ松本京子さん拉致現場と同じ鳥取県米子市（沖）であること。

- ・失踪の状況が極めて不自然であること。

矢倉さんは美保関と隠岐島の間地点あたりで漁をする予定だったが、船が発見されたのはおよそ 200km 近く離れた竹島沖だった。一世丸は自動操舵となっていて、オイルパイプの破損でエンジンが焼けついた状態で漂流していた。この状態で操業予定の地点から船が発見された地点へ航行することは不可能と思われる。また航行不能の状態でその地点へ移動することは、海流の影響からも考えられない。矢倉さん拉致の後、事故・遭難に見せかけるために曳航して行ったのではないかと思われる(昭和 38 年の寺越事件との類似が見られる)。

また船の左舷前方に他の船と衝突し、かなり強い圧力を受けた痕跡があり、その部位には青色の塗料が付着していた。当時この地域で青色の塗料を使用した日本の漁船はほとんどなかった。一方北朝鮮の工作船と思われる不審船の中には青い塗料を使ったものもある。

- ・優秀な技術者であったこと。

矢倉さんが 3 年前まで勤務していた日本精機株式会社(昭和 59 年に倒産)は、精密工作機械であるマシニングセンターの国内トップの企業であった。マシニングセンターとは精密工作機械で、100 分の 2 ミリの精度で鉄などを工作できる機械。ミサイルなど兵器関係の製造には必要不可欠で、対共産圏への輸出規制品目の一つであった。

矢倉さんはこれを稼働させるためのパンチプログラミングから部品の製作・加工・組立・メンテナンスまで幅広くこなせる優秀な技術者であった。そのためアジアをはじめ中近東・米国・欧州などに技術指導のための出張が多くあった。韓国の『現代造船』にも半年単位で単身出張していた。またチェコスロバキア、オーストリア、ポーランドなどにも出張していた。このことからかなり早い時期から高い技術を持つ矢倉さんを拉致の対象者として着目していたものと思われる。

■情報収集は…

荒木和博

脱北者 4 人は本日 (6 日) 茨城の入管の施設に移送されました。報道によれば「近く韓国へ出国させる」とのこと。具体的にいつなのかは分かりませんが、なぜそんなに慌てて出国させようとするのか全く理解できません。

そもそも彼らの顔を徹底して隠す理由は何なのでしょう。もちろん、本人たちが北朝鮮に残してきた家族親族のことを心配してというのであればいいのですが、霞ヶ浦駐屯地に降り立ったとき、男性の 1 人が係官が被せようとした帽子を振り払ったように見えたのは気のせいでしょうか。もし、本人たちが顔を露出させたくないのなら、自ら顔を隠そうとするのではないかと思うのですが。

また、警察は拉致被害者の情報を持っていないか一応は聞いたようですが、それには知らないと答えたとのこと。しかし、問題はその位の聞き方でいいのかということです。清津には工作機関の拠点があり、松本京子さんも清津での目撃情報があります。直接拉致被害者を見ていなくても、清津の街がどうなっていて、どこにどういう施設があり、どこが一般人立ち入り禁止なのかなど、聞くことはいくらでもあるはずですが。そしてそれを聞くためには 1 週間や 2 週間では終わらないでしょう。

本人たちが例えば韓国人の拉致被害者で、直ぐにでも韓国に帰りたいというのならともかく、当事者が了解してしばらくの間日本で保護できるのであれば、数ヶ月程度保護して北朝鮮の基礎的情報を聞き出すべきです (これはすでに 100 人以上帰国している脱北帰国者についても本当はしなければならぬのですが)。そして、情報を蓄積しておけば、次に目撃証言など様々な情報が出てきたときにそれを検証するための材料として活用できるはずですが。

脱北者の保護は人道的な観点からも日本の義務です。どのみちこれからも同様の事態は起きるでしょう。どのような経緯で脱北したのかなどはしっかり検証しなければならないはずですが、まさか命からがら海を越えてやって来た人たちに「帰れ」とは言えないはずですが。そして、同時に脱北者の人たちが持っている情報を得ることでこちらにもプラスになります。

彼らは韓国に行けばマスコミの取材に応じて日本での扱いについて話すでしょう。そのとき「いや、覚醒剤のこと以外にはほとんど何も聞かれませんでしたよ」などと答えることがないようにしてもらいたいものです。政府の拉致対策本部には情報収集のセクションまで作ってあるのですから。

[調査会 NEWS 517] (19.6.7)

■魏京生氏調査会を訪問

中国民主化運動のシンボルである魏京生氏が本日午後調査会事務所を訪れました。すでに報道されている通り魏氏は天安門事件 18 周年の集会に参加する予定で来日したところ、入管で入国を拒否されていました。今日持病の治療のため都内で診察を受けることを許可され、その帰途調査会事務所に立ち寄ったものです。

魏京生氏は今回の入国拒否について「大変残念で、国際的な日本のイメージも低下したのではないかと懸念する一方、「政府の対応と国民の反応は違うことを感じた」と、期待も寄せておられました。確かに今回のことは確かに日本のイメージダウンにつながりましたが、政府には次回このようなことがないよう、強く希望する次第です。

なお、魏氏は調査会事務所で北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」の収録も行い、中国語で中国の人々に拉致問題解決への協力を呼びかけました。この放送は中国語放送等の中で今後流される予定です。

「しおかぜ」は、明日は愛媛県の加戸守行知事が調査会事務所を訪れ、収録を行うことになっています。

[調査会 NEWS 518] (19.6.8)

■愛媛県知事が「しおかぜ」を収録

今日(8日)午後、愛媛県の加戸守行知事が調査会事務所を訪れ、「しおかぜ」の収録を行いました。

加戸知事は特に愛媛県出身の後悔されている特定失踪者、二宮喜一さん、山下綾子さん、大政由美さんを中心に呼びかけをされましたが、その中で詩人・坂村真民氏の詩「念ずれば花ひらく」を朗読し、励ましの言葉を送るとともに、自らも救出のために努力することを誓われました。この詩に込められた気持ちは皆同じだと思いますので、以下に書き写しておきます。ちなみに坂村真民氏は熊本出身、戦前朝鮮で教職に就き、終戦後は愛媛県で30年近く教鞭をとられた方です。

念ずれば花ひらく

念ずれば
花ひらく
苦しいとき
母がいつも口にしていた
このことばを
わたしもいつのころからか
となえるようになった
そうしてそのたび
わたしの花がふしぎと
ひとつひとつ
ひらいていた

[調査会 NEWS 519] (19.6.12)

※先ほど一部の方に号数、日付及びタイトルを誤ってお送りしました。すでにお送りした方も含めて再度送ります。ご迷惑をおかけしました。

■魏京生氏のメッセージ

すでにお知らせしたように、中国の著名な民主運動家、魏京生氏は去る6月7日、調査会事務所を訪問して役員と懇談、さらに「しおかぜ」で中国語のメッセージを放送しました。

このメッセージは14日の第2放送(朝鮮語)から流れる他、13日から日本語放送でも要旨を訳したものが放送されます(13日には先日収録された加戸守行・愛媛県知事のメッセージも流れます)。

魏京生氏のメッセージは概ね次のようなものです。録音されたメッセージを中国語ネイティブの方が聞いて同時通訳し、それを理事村尾が書き取ったものを荒木が修文したものであり、中国語が分からないため正確な翻訳ではありませんが、全体の要旨には大きな間違いはないと思います。大体このような内容を語ったものをご理解下さい。

(魏京生氏からのメッセージ)

皆さん、こんにちは。

こちらは日本の独立したラジオ放送、「しおかぜ」です。この放送は特定失踪者問題調査会が運営しています。

中国の人権問題と北朝鮮の人権問題は皆さんもご存知の通り、大変厳しいものです。多くの人々にとって自由に話をする権利は無く、海外にいる私たちはそのような状況を語って行かなくてはなりません。私たちは中国、北朝鮮の人々に基本的な人権がどんなものなのか知らせていきたいと思います。それは言論の自由、政治の自由、国家を監督する自由を含む権利です。これらはもともと基本的な権利であり、それが奪われたときに起こりうる悲惨な生活は想像がつくでしょう。

人権問題は自分には縁の遠いものだと感じ、他人が人権弾圧を受けたことについて無関心な人もいます。しかし、もしも少数の人の人権が奪われれば、多くの人たちの人権も質は低下したと言えるでしょう。少数の人が言論の自由を奪われ、逮捕されたら、他の人々はそれを見て、自分たちも逮捕されると感じ、自由に物が言えなくなるからです。

自由に物が言える人が減れば、政府はやりたい放題なのです。だからいかなる基本的な人権も私たちの普段の生活には無くってはならない存在であります。

本来、政府に基本的人権を奪う権利はありません。しかし、中国、北朝鮮、金正日政権のような独裁政権は、基本的人権を剥奪しています。中国各地では、この人権について改善がみられますが、その理由は国際的世論、国内的世論による圧力があるからです。国際社会では、中国、北朝鮮の人権を大変注目しています。特に北朝鮮の卑劣な人権侵害について注目しています。ですから、国際的な注目がこの人権問題の解決へのきっかけにはなるかも知れません。

しかし、それがきっかけとなったとしても、北朝鮮国内で北朝鮮の人々自らが行動を起こさなければ、本当の意味で解決へ向かうのは難しいでしょう。このような状況の中では、出来る限り多くの人々へ呼びかけることが大切です。

実際は人権は西洋から東洋へ来たものですが、東洋にも昔から人権のようなものはありました。例えば、中国でも朝鮮でも、冤罪で捕まった場合には自分の権利を政府へ主張したり、皆で議論し合いました。でもその人権は不公平に奪われたのです。

このような権利を政府と交渉し、主張することの積み重ねが、人権として扱われるようになるのです。私は中国の過去の経験を北朝鮮の人々にも伝えて行きたいと思います。中国のような大きな活動もありますが、小さいことの積み重ねがいい結果へとつながるのです。このことにより、政府の国民への圧迫は、少しずつ軽くなっていくでしょう。また、政府の国民へ対する無理な強要もなくなって行くでしょう。このような小さなことを皆で行って行くと、その個人の人権だけではなく、より多くの人々の人権も保証していくことになるでしょう。

例え、自分自身が人権弾圧を受けていなくても、他人の人権弾圧にも関心を持つことが大切です。こうしたような関心、行動が人権の改善につながります。そして社会全体も改善することができるでしょう。これは大変重要であると思います。

ここで、私から皆さんへお伝えします。日本の特定失踪者問題調査会は熱心に人権問題へ取り組んでいます。調査会は失踪した、日本人、朝鮮人、中国人の調査も行っています。皆さんも情報があれば提供してください。電話は 81-3-5684-5058、FAX は 81-3-5684-5059 です。ここへ皆さんが情報提供することで北朝鮮、中国の人権問題の改善につながります。

またお会いしましょう。ありがとうございました

[調査会 NEWS 520] (19.6.13)

■参考情報 (Christian Solidarity World wide のロンドンでの記者会見)

真鍋貞樹

Christian Solidarity World wide は、ロンドンに拠点を置く国際的 NGO で、かねてより北朝鮮の人権侵害についての活動を展開しています。この度、6月19日に、同団体の北朝鮮人権問題に関する調査報告書が、下記のように発表される予定です。

同団体の調査報告書の作成過程では、日本の北朝鮮関連 NGO とも連携をし、調査会も協力をしていました。

こうした国際的 NGO が、拉致問題を含めた北朝鮮の人権問題に強い関心を持ち始め、具体的な活動を起こし始めたことは、今後、国際社会に大きな影響力を持つものと期待されます。

この記者会見で発表される最終的な報告書の内容については、まだ明らかにされていませんが、拉致問題についても言及されると思います。

つきましては、日本のマスコミ関係者におかれましては、ロンドン支局にその旨お伝えいただき、記者会見に御出席いただければ幸いです。

CHRISTIAN SOLIDARITY WORLDWIDE

Embargo: 09:00hrs, Tuesday 19 June 2007

DEFECTORS TO ATTEND LAUNCH OF NEW REPORT ON INTERNATIONAL CRIMES IN NORTH KOREA

09:00hrs, Tuesday 19 June 2007

Foreign Press Association, 11 Carlton House Terrace, London, SW1Y 5AJ

Copies of the Report and Continental Breakfast will be available from 08:00hrs

A report accusing North Korea of international crimes including crimes against humanity will be launched at a breakfast press conference on Tuesday 19 June 2007. North Korean defectors with firsthand experience of the horrors of life in the North Korean gulag, including a former guard who worked at four of the political prison camps, will be at the launch.

Christian Solidarity Worldwide's report, North Korea: A Case to Answer - A Call to Act, concludes that the human rights abuses taking place in North Korea are so grave that they fall within the definition of crimes against humanity.

The crimes against humanity identified in the report include murder, extermination, enslavement/forced labour, forcible transfer of population, arbitrary imprisonment, torture, persecution and enforced disappearance of persons. It is also possible that the crime against humanity of rape and sexual violence is being committed. The analysis focuses primarily on the extensive political prisoncamp system where 200,000 people are believed to be held.

The report also identifies that there are indicators of genocide against religious groups, specifically Christians, implemented in particular in the 50s and 60s when there were still significant numbers of religious believers living in North Korea.

The report has been written by international lawyers and provides extensive testimonies and quotes from North Koreans. It represents the culmination of seven years of research and draws heavily on interviews and consultations with over 80 North Korean defectors.

The launch will come just after the reformed UN Human Rights Council (HRC) decides whether to abolish country specific human rights mandates, including the only UN mandate on human rights in North Korea. A decision is expected to be reached in Geneva as the HRC concludes its fifth session on Monday 18 June. In light of the seriousness of the abuses and crimes taking place in North Korea, the report calls for the UN and member States to robustly address the situation in North Korea, in particular by establishing a UN commission of inquiry.

For more information, to arrange interviews with the writers of the report and the North Korean defectors and to confirm your attendance at the launch, please contact Penny Hollings, Campaigns and Media Manager at Christian Solidarity Worldwide on 020 8329 0045, email pennyhollings@csw.org.uk or visit www.csw.org.uk

Notes to Editors:

1. For more information about the Foreign Press Association in London, and directions to the venue, please visit their website at www.foreign-press.org.uk
2. For a map indicating the location of the Foreign Press Association, please follow the link below:
<http://www.streetmap.co.uk/newmap.srf?>
3. The North Korean defectors will be accompanied by a translator.

[調査会 NEWS 521] (19.6.15)

■ 「答弁を差し控えたい」を連発——驚愕の政府答弁書

荒木和博

去る6月5日に西村真悟拉致議連幹事長から提出されていた質問主意書に対する答弁書が、本日15日西村議員に届けられました。

一読して感じたのは「良くまあ、これほどひどい答弁書を作ったものだ」という思いでした。西村幹事長の質問主意書と答弁書を項目毎に対比したものを下に付けましたが、この質問は家族はもちろん、拉致問題の解決を願う国民全てが知りたいことだと思います。それに対して、まともな答弁は何一つありません。

この中で、特に警察が関わっている部分は「答弁を差し控えたい」の連発です。捜査に支障があるからという理由だそうです。しかし、この間赤木が帰国して以来のヨーロッパ拉致に関する情報はほとんど警察からのリークです。この報道を見て事態が進展していると思っておられる方もいるでしょうが、落ち着いてから振り返ってみれば分かります。被害者の救出には何のプラスにもなっていないはず。「こんなに拉致問題に一所懸命とりこんでいます」という、国民向けのデモンストレーション以外のなにものでもありません。

少なくとも、警察に、そして政府に自分の都合のいいことだけはリークして良いが、都合が悪ければリークしてはならないなどという選択権はないはず。あらためて個別に論じてみたいと思いますが、とりあえず、西村議員の質問と、答弁を読み比べて見てください。

なお、この質問主意書は提出前から某機関がそれを入手しようと動いていました。こちらが問題にすると、現場の人間のフライングとして誤魔化していますが、状況証拠から考えても、それが機関のトップクラスの判断によるものであることはほぼ間違いありません。「情報収集」といっても拉致被害者の情報収集より、私たちの活動の情報収集の方が熱心なようです。

西村議員はこの答弁書について、「平成9年のめぐみさんの拉致に関する質問主意書への答弁の方が遙かに前向きだった」と言っています。当時の橋本総理はそれなりに悩んでこの答弁書を出すことを決断したのだと思います。今回と比べてそれを実感するとともに、「あるいは拉致問題が安倍政権の命取りになるのではないか」という思いすら頭をよぎりました。

この答弁書の内容は警察の部分に限らず、全てについて不誠実この上ないものであり、

到底納得できるものではありません。今後西村幹事長とも対応を詰めていきたいと思いません。

(西村質問)

北朝鮮による日本人拉致問題の本質は、単に箇々の被害者に対する犯罪及び人権侵害にとどまらず我が日本の国家主権の侵害であるので、拉致被害者全員が解放されて祖国日本に帰り原状回復されるまでは、この犯罪と国家主権の侵害も日々止まることなく進行し続けている。従って、この現在も進行中の国家的な重大事態に関しての対策は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 (時効)、北朝鮮による日本人拉致事件における国外移送目的略取及び誘拐罪 (刑法二百二十六条) の時効の起算点はいつか。

(政府答弁書) -----

一について

公訴時効については、刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一号 第二百五十三條の規定により、犯罪行為が終わった時から進行することとされているところであり、御指摘の事件についても同様であるが、その詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

(質問) -----

二 (逮捕状)、捜査機関は今まで、外国に居る複数の者を拉致実行犯人として逮捕状を取得しているが現在も日本に在住している者に対する逮捕状は取得していない、つまり、外国にいて逮捕不能の被疑者に対する逮捕状はあるが、不可解なことに、国内にいて逮捕可能な被疑者に対する逮捕状はないのである。

そこで、例えば共に拉致被害者と認定されている (1) 有本恵子を拉致したと自ら認めた者、(2) 原勲晃の勤務していた家宅捜索を受けた中華料理店の店主、(3) 田中実の勤務していた中華料理店の店主とその仲間及び (4) 久米裕拉致の実行犯らは、我が国内にいて「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある」と思料されるのであるが、捜査機関は何故これらの者に対する逮捕をはじめとする強制捜査を行わないのか、回答されたい。

(答弁) -----

二について

お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

(質問) —————

三 (実況見分)、関係者を立ち合せての犯罪現場及び犯人の逃走経路などの実況見分は、真相究明の為の極めて重要な捜査つまり情報収集であるところ、帰国して五年近くも経過している拉致被害者五名が、今までにそれぞれ拉致された現場において立会ったうえで捜査機関が実況見分を実施したとは聞いていない。

捜査機関は、このような現場における被害者立会いの実況見分を実施しているのか否か、仮に現在まで実況見分を実施していないとすれば、その実施していない理由を回答されたい。

(答弁) —————

三について

帰国した拉致被害者の五名の方々からは、これまでも様々な御協力をいただいているところであるが、お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、また、個人のプライバシーの保護の観点から、その具体的な内容については、答弁を差し控えたい。

(質問) —————

四 (松本京子の拉致被害者認定の経緯)、政府は、金子善次郎衆議院議員の松本京子拉致疑惑を質した質問主意書に対して、平成十二年十二月五日付けで答弁書を提出して、松本京子に関して、「所要の調査を実施したが、北朝鮮に拉致されたと疑わせる状況等はなかったものと承知している」と回答したのであるが、平成十八年十一月に、一転して同女を北朝鮮による拉致被害者と認定している。そこで、次の事項について回答されたい。

1、松本京子に関して、平成十二年以降に新たな状況が判明したから新たに拉致認定にいたったのか、それとも、平成十二年十二月時点で愚かにも判断を誤っていたからその当時拉致認定できなかったのか、回答されたい。

さらに、新たな状況の判明によって認定したとするならば、その状況とは何か。

(答弁) —————

四の1について

御指摘の者については、平成十二年十一月一日以降も、警察において捜査活動を実施した結果、その失踪状況及び失踪後の所在等の解明に資する供述証拠等を入手するに至ったことから、平成十八年十一月十七日、警察において拉致被害者として判断され、同月二十日、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号。以下「拉致被害者支援法」という。)第二条の規定により、拉致被害者と認定さ

れたものであるが、その経緯等については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

(質問) —————

2、新たな状況の判明か政府の判断の誤りか、いずれにしても、政府が過去に「拉致されたと疑わせる状況等はなかったと承知」していた失踪者松本京子に関して拉致被害者であるとの判断に至ったのであるから、他に同女と同様のケースがあることは当然予想される場所であるので、政府は同女の拉致認定以後、類似の失踪者ケースについて再調査しているのか否か回答されたい。

(答弁) —————

四の2について

御指摘の事案にかかわらず、北朝鮮による拉致の可能性が否定できないなどとして警察等に対する告訴・告発、届出や相談が行われている事案については、警察及び関係省庁において、鋭意、捜査・調査に取り組んでいるところである。

(質問) —————

3、政府は拉致の認定に当たって、「もし認定した失踪者が拉致で無かった場合、北朝鮮から反撃を受ける」として認定に極めて慎重であるが、同女の場合拉致から認定まで二十九年余の歳月が経過し、前記の金子議員の質問主意書提出からでも認定までに六年余が経過しているのであって、もちろん本人の帰国は果たされていない。

また、曾我ひとみの場合には、北朝鮮がその存在を明らかにするまでの二十四年間、政府は全く拉致とは認識していなかったのである。

そこで、これら長期間にわたって拉致と認識されなかった事態を踏まえ、政府には「致と明らかにできなかった責任」があると思われるが、政府はどのようにその責任を負うのか回答されたい。

(答弁) —————

四の3について

政府としては、認定被害者(拉致被害者支援法第二条の規定により認定された者をいう。以下同じ)以外にも北朝鮮による拉致の可能性が否定できない者が存在しているとの認識を有しており、すべての拉致被害者の即時帰国を実現することを基本方針として、引き続き、拉致の可能性が否定できない事案の真相究明に努めるとともに、外交や広報における取組を進めていく考えである。

五(渡辺秀子親子殺害拉致事件について)、渡辺秀子親子が殺害され拉致された事件について、ユニバース・トレイディング社の関係者が、三十人ほどの日本人と在日朝鮮人を拉致した旨証言したとの報道があったが、政府は、この

報道に関する事実関係についてどこまで捜査して実態を把握しているのか、明らかにされたい。

(答弁) —————

五について

御指摘の報道については承知しているが、お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

(質問) —————

六(政府の情報収集の意思と体制)、拉致事件の全容の解明と拉致被害者総数の把握のためには情報の収集が死活的に重要であるが、第二及び第三の質問にある国内に居る拉致実行犯と疑うに足りる者達への強制捜査や犯行現場の実況見分も極めて重要な情報収集であるのに未だ実施されず、さらに、政府の作成するパンフレットやテレビコマーシャル等においても、政府が情報を求めていることを広く訴えるどころか、情報提供の為の連絡の窓口すら示されていないので、政府の情報収集の意欲を疑わざるをえず、次の質問をする。

1、警察等の捜査機関や公安調査庁の調査以外に、政府の対策本部としてどのような情報収集体制をとり情報を収集しているのか。

(答弁) —————

六の1について

政府としては、平成十八年九月、内閣に内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を設置するとともに、同本部の事務局に情報室を設置し、拉致問題に関する情報の収集及び分析を行ってきているところである。

(質問) —————

2、政府の対策本部においては、右の各機関に集積された情報、さらに、自衛隊や在日米軍に集積された情報を統合し分析する機能を果たしているのか。

(答弁) —————

六の2について

拉致問題対策本部においては、事務局を中心に関係省庁が緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集及び分析を行ってきているところである。

(質問) —————

3、情報は、対価を支払うか交換するかもしくは盗む、の三つのうちの何れかの手段によって収集できるのであるが、政府は情報提供者に対する対価の支払いや司法取引等を実施して情報を集める用意があるのか。

(答弁) —————

六の3について

政府は、各種の方法により情報の収集を行っているが、その内容等についてお答えすることは、情報の収集を困難にするおそれがあること等から、差し控えたい。

(質問) —————

4、特に、警察庁においては、平成十九年四月一日から、広く国民から重要凶悪犯罪等の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別奨励金による懸賞広告制度を導入しているが、拉致事件について特別報奨金の対象とする用意はあるのか。

(答弁) —————

六の4について

捜査特別報奨金制度は、未解決の重要凶悪犯罪について、その情報提供の促進を図り、事件の検挙等に資するものであることから、御指摘の事件についても、その対象とすべきかどうか、同様の観点から検討されるべきものであると考える。

(質問) —————

5、政府は、情報収集のための新たな国家機構の整備及び新法の制定等の措置を考えているか。

(答弁) —————

六の5について

政府としては、引き続き、情報収集体制を含む情報収集機能の充実強化に努めることとしている。

(質問) —————

6、さらに渡辺秀子親子殺害拉致事件に関して情報の開示を要請したところであるが、政府には、拉致問題の必要性和真相の解明の観点から、「捜査上の秘密」によって非公開とすることなく、進んで明らかになった事実関係を広く開示し国民の関心を喚起して新しい多くの情報の提供を求めるという姿勢が必要と考えるが、拉致問題に関する事実関係の積極的な開示について、政府は如何に考えるか回答されたい。

(答弁) —————

六の6について

北朝鮮による拉致容疑事案の捜査に関する情報については、警察において、捜査活動に与える影響等を考慮した上、可能な範囲で公表しているところであるが、政府としては、拉致の真相究明に関し、拉致容疑事案の捜査・調査や関係国政府等との意見交換を通じて収集した情報については、情報源との関係や個人のプライバシーの保護等の観点から、その具体的な内容の公表については慎重に対処することとしている。

(質問) —————

七 (政府の表明書について)、去る四月二十六日、古川了子の拉致認定訴訟で和解が成立したが、和解に当たって、内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室長及び内閣官房拉致被害者等支援担当室長河内隆の同日付け表明書 (以下、表明書という) が発表されているので、以下質問する。

1、表明書において表明された見解については、対策本部長である内閣総理大臣及び担当大臣である内閣官房長官も同様の考えであると理解してよいのか確認したい。

(答弁) —————

七の1について

北朝鮮による拉致の可能性が否定できない事案の真相究明を含む拉致問題の解決は、現内閣の最重要課題の一つであり、御指摘の表明書は、内閣総理大臣及び内閣官房長官の指示を踏まえ、作成したものである。

(質問) —————

2、表明書第一項に、「本件訴訟での証拠調べをも踏まえて・・・被害者と認定することとする」とあるが、これは、本件訴訟の証人の一人であった安明進の証拠調べも踏まえると理解してよいのか確認したい。

(答弁) —————

七の2について

御指摘の表明書における「証拠調べ」には、御指摘の訴訟における証人の一人であった安明進氏の証言も含まれるが、同氏の証言のみをもって直ちに拉致被害者と認定するものではない。

なお、古川了子氏については、御指摘の訴訟における証拠調べも踏まえ、関係省庁等において全力を挙げて、その安否の確認に最大限努力しているところである、

(質問) —————

3、表明書第二項に、「拉致被害者支援法に定める被害者と認定された人以外にも、北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない人が存在しているとの認識に基づき、引き続き拉致容疑事案の真相究明に努め・・・解決に向けて全力で取り組んで行くものとする」とあるが、これは、現在の拉致認定者以外に、警察が所有する拉致の可能性のある失踪者のリスト、特定失踪者問題調査会の所有する失踪者のリスト及び家族から届け出のあった失踪者のリストの中に拉致の被害者が存在するという認識を表明したものなのか。

さらに、家族や知人がいない人達が拉致されれば、彼等が拉致されたことを知る人がいないので右の各リストに掲載されること自体困難であるが、政府は、このような未

だ何処のリストにも現れてこない拉致被害者が存在している可能性を排除できないと認識しているのか。

(答弁) —————

七の3について

家族から警察への失踪者の届出や特定失踪者問題調査会が所有する失踪者のリストへの掲載の有無にかかわらず、政府としては、認定被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性が否定できない者が存在しているとの認識を有しており、関係省庁等が緊密に連携を図りつつ、全力で北朝鮮による拉致の可能性が否定できない事案の真相究明に努めているところである。

(質問) —————

4、政府は、右の通り表明書第二項において、今まで被害者と認定された人以外にも拉致の可能性を排除できない人が存在していると認識して解決に向け全力で取り組んでいくこととすると表明しているのであるが、では、今までの被害者救出のための対応は十分であったと認識しているのか回答されたい。

さらに、情報収集を含む取り組みの体制について改善すべき点があると考えているならば、その点について回答されたい。

(答弁) —————

七の4について

政府としては、従来より、すべての拉致被害者の即時帰国を始めとした拉致問題の解決に全力で取り組んできているが、特に、平成十八年九月以降は、拉致問題対策本部を中心として、政府が一体となって拉致問題の解決に向けた総合的な対策を推進しているところであり、引き続き、すべての拉致被害者の即時帰国を実現すべく、全力で取り組んでいくこととしている。

(質問) —————

5、政府は、北朝鮮向け短波ラジオ放送による広報を準備していると聞くが、その概要を示されたい。

また、表明書の趣旨からすれば、この放送の中で、拉致の可能性を排除できない人については、政府認定者と分離するにしても、その氏名や年齢及び失踪時期などの読み上げを行うのは当然と思われるが、その用意はあるのか回答されたい。

(答弁) —————

七の5について

御指摘の広報については、現在、早期の放送開始に向け準備を行っているところであるが、その概要は、日本語及び韓国語のラジオ放送により、北朝鮮で生存する拉致被害者に

向けて、拉致問題に関する政府の取組、国内外の情勢、拉致被害者の家族による励まし等を伝え、また、北朝鮮の人々に対し拉致問題に関連する動向を含む国内外の情勢等を伝えるというものである。

また、当該広報においては、安否不明の認定被害者を中心に取り上げることを予定しているが、他方、政府としては、認定被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性が否定できない者が存在しているとの認識の下、すべての拉致被害者の即時帰国を実現すべく全力で取り組んでおり、こうした取組等についても当該広報の中で適切に取り上げていくことを検討している。

(質問) —————

八 (自衛隊の運用について)、政府の現在までの拉致問題への対処は、個々の犯罪捜査とその真相究明の為の対処であり、これらは畢竟、単なる個人的法益に関する捜査であって北朝鮮による我が国家主権の侵犯という拉致問題の重要な本質に即した対処とはなりがたいのである。このことは、北朝鮮当局の指令に基づいて拉致を実行して現在北朝鮮に居る拉致実行犯人に対していくら逮捕状を取って北朝鮮当局に引渡しを請求しても無駄なことをみても明らかであり、これが、犯罪の捜査という次元を超えて国家主権の回復という観点からの対処の発想が必要な所以である。そこで、次の質問に回答されたい。

1、政府は、北朝鮮による日本人拉致は、北朝鮮による我が国の国家主権の侵犯であると認識しているのか否か、回答されたい。

(答弁) —————

八の1について

政府としては、我が国の領域内で北朝鮮によって日本国民が拉致されたことは、我が国に対する主権の侵害であると認識している。

(質問) —————

2、北朝鮮による日本人拉致が我が国の国家主権の侵犯ならば、被害者の解放を北朝鮮当局に求めることは、犯人に被害者解放を求めることに他ならず、これは結局、被害者が解放されるか否かは北朝鮮当局の意向次第ということになる。

そこで、我が国は被害者解放の為に制裁を始めとして何らかの強制力を行使しなければならないと思料されるが、政府はこの強制力行使は必要と考えているのか不用と考えているのか、その見解を回答されたい。

(答弁) —————

八の2について

政府としては、北朝鮮が拉致問題に関して何ら誠意ある対応を示していないことも踏まえ、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）及び外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく措置等を北朝鮮に対し実施してきているが、今後とも、対話と圧力という一貫した考え方の下、拉致問題の早期解決に向けて粘り強く取り組んでいくこととしている。

（質問）—————

3、政府は平成十八年三月八日の参議院予算委員会における山根隆治議員の質問および同五月十日の衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における稲田朋美議員の質問に対し、北朝鮮の体制崩壊等の緊急事態にあたって、邦人保護の観点から外務大臣の要請があれば、自衛隊の派遣が可能であると答弁しているが、自衛隊でこの任務に対応する部隊は先般編成を完結した中央即応集団（CRF）であると理解してよいか。または他にそのような部隊があるのか。

さらに、その訓練装備等の充実度など、その準備はどのように行われているか。

4、かつてアルバニアの治安崩壊という事態に際して、銃撃戦のうえ邦人を救出してくれたのはドイツ軍部隊であったが、政府は、中央即応集団等の部隊を、このような他国の治安崩壊等の事態に際して自力で国民を救出するための部隊として運用させる所存か、回答されたい。

（答弁）—————

八の3及び4について

御指摘の平成十八年三月八日及び同年五月十日の答弁は、自衛隊は、現行の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三第一項（当該答弁時の同法第百条の八第一項）の規定に基づき、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があった場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、同条第二項に規定する航空機又は船舶により当該邦人の輸送を行うことができる旨述べたものであるが、邦人輸送に際し使用される同項に規定する航空機又は船舶に関し、いかなる事態においてどの部隊に所属するものを使用するかについては、個別具体の事例に則して判断すべきものであると考える。

（質問）—————

5、また、そもそも北朝鮮の体制が崩壊するしないにかかわらず、北朝鮮にいる拉致被害者を一刻も速く救出することは国家としての重大な責務であるが、救出について他国の協力も得られず、また、このまま放置すればこの重大な国家の責務を放棄することとなる事態において、政府の自衛隊運用の決断による拉致被害者救出作戦実施は、政府の想定内なのか、それとも、全くの想定外なのか、回答されたい。

そこで、政府が拉致被害者救出に自衛隊の運用が必要な事態があると想定しているとして、それを実施するために何か障害があると考えているのか、障害があると考えているならば、それは何か、回答されたい。

さらに、政府が、自衛隊運用による拉致被害者救出に障害があると考えているとして、その障害を除去する措置を実施する考えがあるのかないのか、回答されたい。

(答弁) —————

八の五について

お尋ねについては、政府としては、今後とも、対話と圧力という一貫した考え方の下、拉致問題の早期解決に向けて粘り強く取り組んでいくものである。

■参考情報ー川人常務理事新著

荒木和博

法律家の会の幹事で、調査会の常務理事もつとめている川人博弁護士の新著『金正日と日本の知識人』（講談社現代新書・735 円）が出版されました。

ご存じの方も多いと思いますが、川人弁護士は「諸君！」の今年 4 月号で、「姜尚中は金正日のサポーターか」と題し姜尚中・東大教授を厳しく批判しました。その後姜氏が「週刊朝日」に反論を寄稿したため場所を「週刊朝日」に写して両者の間で論争が行われてきました。それらをまとめた上で川人弁護士の拉致問題、北朝鮮問題への考え方を綴ったのが本書です。

川人弁護士は過労死問題の専門家で、いわゆる「人権派弁護士」です。川人弁護士に限らず、法律家の会の皆さんの中には左派系の法曹団体に入っておられるかたもあり、別のテーマでは私とは意見が違うこともあります。しかし拉致問題や北朝鮮の体制問題については基本的に一致、というより、私より過激な方もおられ、また、違う視点が存在するからこそ、議論は私たちにとっても大変有益なものになっています。これまで、法律家の会の皆さんが完全手弁当で古川訴訟や告発を行って下さった労力は、通常の弁護士費用で考えれば天文学的数字であり、少なくとも朝鮮総聯本部の売買に絡んで名前の出てきた元日弁連会長・元公安調査庁長官という二人の弁護士とは対極にいる人たちだと思います。

この本が多くの人に読まれ、特に、これまで拉致問題に関心がなかった人たちや、運動を色眼鏡で見っていた人たちに少しでも理解が広まるように期待しています。

[調査会 NEWS 522] (19.6.21)

■定例記者会見のお知らせ

報道関係者各位

6月の定例記者会見は次の通り行います。ご多忙中恐縮ですが対応方よろしくお願い申し上げます。

- 1、日時 6月29日(金) 14:00～
- 2、場所 調査会事務所(3階)
- 3、内容 ゼロ番台リスト発表
マッピングリスト発表
その他

※前回の臨時記者会見と同様、今回も記者会見の模様を(株)NetLiveのご協力でインターネット生中継する予定です。

■「反社会的勢力」

荒木和博

人の話の受け売りなのですが、先日言われて気づいたことがあります。

現在、金融庁は金融機関に対する監督・検査において、反社会的勢力との取引関係に極めて厳しい態度で臨んでいます。昨今明らかとなった暴力団関係者と金融機関の不透明な関係を考えれば当然のことと言えるでしょう。

そして、朝鮮総連中央本部の土地と建物の売却問題を受けて6月12日に安倍総理は記者団に対して「朝鮮総連はその構成員が拉致をはじめ犯罪に関与してきたことが明らかになっている」と語っています。渡辺秀子さん及び敬美・剛姉弟の事件の舞台になるユニバース・トレーディング社が朝鮮総連のナンバー2であった金炳植が作ったダミー会社であったように、総連自体が工作活動、警察風に言えば「対日有害行為」に関与してきたことは明らかです。ならば、金融庁は朝鮮総連とその関連団体を反社会的勢力に含めるのが当然だと思うのですが、少なくとも銀行は朝鮮総連関連の取引を反社会的勢力との取引として報告しておらず、金融庁はこの銀行の対応を是認しています。

こうした金融庁の朝鮮総連に対する姿勢は、安倍総理の方針と異なっているのではないのでしょうか。また、安倍総理は内閣の首長であるだけでなく内閣府の長として金融庁の所管大臣でもあります。当然明確な指示をだすべきだと思います。

[調査会 NEWS 524] (19.6.22)

※前々号・前号ニュースの号数が違っていました。お詫びして訂正します。

522号 (6月19日付・川人常務理事の新著) : タイトルが521号になっていました。

523号 (6月20日付・記者会見等) : タイトル、本文ともに522号になっていました。

■戦略情報研究所講演会

戦略情報研究所では下記の通り講演会を予開催します。参加出来ない方もインターネットでのライブ中継を行いますのでぜひご覧下さい。

1、日程 7月4日(水) 18:30～20:30

2、場所 特定失踪者問題調査会事務所 (文京区後楽 2-3-8 第6松屋ビル3F)
飯田橋駅東口徒歩3分
<http://www.mapfan.com/index.cgi?MAP=E139.44.53.3N35.42.3.3&ZM=9>

3、講師 川人博弁護士 (北朝鮮の拉致と人権問題に取り組む法律家の会幹事・特定失踪者問題調査会常務理事)

4、テーマ「金正日と日本の知識人」

前のニュースでもお知らせしましたように、同名の著書が講談社新書から発売されています。ご出席の方は可能であれば目を通していただいただけると幸いです。なお、当日会場でも若干部数を販売します。

5、参加費 2000円 (戦略情報研究所会員の方はお送りしている講演会参加券をご利用になれます)。

6、備考

(1) 会場が狭い (最大限 30人程度) ため、参加希望の方はできるだけ事前に電話・FAX・メール等でご連絡下さい。直接来ていただいても結構ですが、満員の場合はご参加をお断りする可能性があります。

(2) 前回講演会同様、(株)NetLiveのご協力で冒頭約1時間の講演部分をインターネット生中継を行います。出席出来ない方はNetLiveのホームページでご覧下さい。(<http://www.netlive.ne.jp/>)

■ ホームページ？

荒木和博

首相官邸で拉致問題を解説するホームページができるとのこと。

結構なことだとは思いますが、報道によればこのために 1 億 1000 万円の広報予算を使うとか。もちろん全額を使うのではないでしょうが（少なくともそう信じたい）、それにしても脳天気な話だと思わずにはいられません。ひがみではありませんが、出張旅費も制限せざるをえない私たちからすれば、悠長な話です。ちなみに私は自分のブログ（当たり前ですが）と、大森勝久さん（北海道庁爆破事件の犯人にされ、死刑判決を受けて現在再審請求中）のホームページを運営しています。対策本部の中にあれだけ人がいるのですから、誰かホームページくらいできる人はいないのでしょうか。その人が仕事の合間にやれば、後はプロバイダの費用と翻訳料など入れてもせいぜい数十万あればできると思うのですが。

この 9 日からは政府の対北放送「ふるさとの風」が始まりますが、先日の西村眞悟議員の質問主意書にも内容についてはおおざっぱな回答しかしていません。対策本部からの説明の際、私は特定失踪者の名前の読み上げもしないということは納得できない旨言っておりますが、さて結果はどうなるのでしょうか。このことについては入札なども含めていま一つ分からない部分があるので、確認をして 29 日の記者会見（NetLive でインターネット生中継予定 <http://www.netlive.ne.jp/>）でも明らかになったことは発表しようと思っています。そもそも、当初予定では参院選の始まったばかり、1 週間伸びても参院選公示直前にこれを始めるというのは、どんなもんでしょう。

最近あちこちでお話しをしながら、小泉政権のときは「どうせ総理はやる気がないのだから、私たちががんばらなければならない」と思っていたのが、安倍政権になって「安倍さんに任せておけば大丈夫だ」となってしまう、全体の運動量が低下したように思えてなりません。現実がどうなっているのか、しっかり見直すべきだと思っています。

なお、7 月 1 日発行の「諸君！」に連載している「月報北朝鮮問題」にもそれらの話を少し書きました関心のある方はご一読いただけると幸いです。

[調査会 NEWS 526] (19.6.28)

■記者会見生中継

明日 29 日金曜、14:00 から事務所にて行う予定の記者会見は、前にもお知らせしましたが(株)NetLive (砂川昌順代表取締役) のご協力によりインターネットで生中継されます。NetLive のホームページからご覧下さい。(http://www.netlive.ne.jp/)

今回は特に新たなマッピングリストとして車に関わる事件の一部を発表します。

今後も記者会見・戦略情報研究所主催講演会等については可能な限り生中継を行って参ります。ぜひご利用下さい。

[調査会 NEWS 527] (19.6.28)

■参考情報

守る会（北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会）の三浦小太郎代表は昨日、以下の声明を
発表しました。この問題は私たちにとっても重要なことですので、三浦代表には明日 29
日の調査会記者会見にも参加していただく予定です。

2007 年 6 月 27 日

北京の北朝鮮大使館における都チュジさんの会見について

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会
代 表 三浦小太郎

報道によると、26 日午前 9 時ごろ、北京の北朝鮮大使館で都チュジという女性が記者
会見し、2003 年 10 月に騙されて北朝鮮から連れ出され、日本に強制的に連行されていっ
た、北朝鮮で幸せにくらしている子供たちに会いたくて、死ぬとしても子供たちのそばで
死にたいと思い、また祖国にもどることになった、と語った。

私たちが知る限り、都チュジ（石川一二三、日本人妻の娘）さんは日本に入国する目的
で中国に渡ったわけではなく、中国に出た後の事情で日本に来ることになった特殊な事例
であった。このため、脱北と日本入国後の生活や、北朝鮮に残る子供たちの生活について、
自分自身の明確な判断と決意のもとに行動したものではなかった。そして、日本入国後も、
日本で生活している現実に立脚した最善の道を選択して努力することにならなかったこと
は、きわめて残念である。

都チュジさんが北京の北朝鮮大使館に入り、北朝鮮に戻る行動をとるにいたった具体的
事情としては、北朝鮮にいる都さんの子供たちから、北朝鮮に戻って来てほしいという電話
などによる必死の働きかけが、何年にもわたって繰り返し繰り返しあったこと、日本で支
えあう友人を作ることができず、孤独なかたで生活していたため、適切な助言を得て問題
に対処していくことができなかつたことが、今回の事態を生み出したと判断する。

だが、平島筆子さんが同様の行動を取った場合と同じように、今回の都さんの行動の背
後には、北朝鮮の子供たちに継続して北朝鮮にもどるよう必死の働きかけをさせ、母親の
心理を巧みに突いた北朝鮮当局の作意と行動がある。北京の北朝鮮大使館へ入るまでの行
動を誘導した者がいたこと、大使館でおこなわれた記者会見の発言内容の不自然さ、そし
て一切の自由な質疑を排除していることなど、北朝鮮当局が自国民の拉致被害を演出・PR
し、自らの拉致犯罪に対する追及をかわす手段にしようとしていることは明白である。

日本に入国した脱北者に共通する最大の不安と苦悩は、北朝鮮に残る家族の生活であり、その安全である。慣れない環境で働いて得たわずかな収入のなかから、あるいは生活保護費を節約してためたお金を、”命の水“として北朝鮮の家族にとどけようとしている。日本に脱北した自分のせいで北朝鮮に残る家族が監視され、時には拘束され、送金したお金もそのまま家族の手元に届くことはない。北朝鮮当局の欺瞞性と恐ろしさ、邪悪さ、卑劣さを知り尽くしているのは脱北者自身である。

だからこそ、金正日への忠誠を表明し、北朝鮮当局の意図を体現することで、子供たちの安全を守ろうとする悲劇的な行動が生まれてしまう。

日本政府と私たちは、脱北して日本に入国できた人たち自身が受けた被害と苦しみへの理解に加え、北朝鮮に残る家族が明日をも知れない不安定な状況に置かれ、生死をさまようような日々を送っていることを理解し、拉致問題をはじめとする北朝鮮の人権問題を根本から解決するために、できることから行動を起こしていこうではありませんか。

私たちは金正日政権に言う。都さん、そして平島筆子さんとその家族の安全を保障し、すべての脱北者の家族の安全を保障せよ。都さん、平島さんが日本で人権を保障され、自由に国外へ渡っていったように、北朝鮮のすべての国民に人権を保障し、国外への移動の自由を保障せよ。

連絡先 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会

ホームページ <http://homepage1.nifty.com/northkorea/>

代表 三浦小太郎 E-mail:miurakotarou@hotmail.com

北朝鮮はこのように脱北帰国者をさまざまな手を使って北朝鮮に取り返し、拉致問題と相殺しようとしてきます。おそらく米国下院の慰安婦決議なども使って、「いかに日本がひどい国か、拉致問題がいかに小さな問題か」とアピールしてくるでしょう。6者協議の中でも、日本に援助させたい国々（要は5カ国全てですが）はそれをもって日本政府の態度軟化を狙おうとするでしょう。これはピンチではありますが、しっかりした決断のもと、うまく対処できれば大きなチャンスにも成り得ます。拉致問題の解決にとって、また、北朝鮮の人権問題全体の解決にとって今、一つのヤマが近づいているのかもしれない。

(荒木)

[調査会 NEWS 528] (19.6.29)

本日の記者会見で次の通り発表しました。(文中敬称略)

■ゼロ番台リスト (拉致の可能性の排除できない失踪者・第 34 次) 発表

●武内 卓 (たけうち たかし)

生年月日 ・昭和 32 (1957) 年 1 月 20 日 (当時 38 歳)

失踪年月日 ・平成 8 (1996) 年 1 月 14 日

当時の身分 ・警備員

当時の居住地 ・神奈川県横浜市

失踪場所 ・神奈川県愛甲郡清川村丹沢大山国定公園

失踪当時の状況 平成 7 年 9 月にアメリカより帰国し、同 12 月 1 日に横浜市で警備員の仕事に就く。翌年 1 月 12, 13 日の連休にレンタカーを借りて出かける。13 日夕方に車を返す予定だったが、同日夕方に返却を 1 日延ばして欲しい旨の連絡がレンタカー会社に入るが翌日になっても戻らず。14 日の夜からは夜勤があった。

レンタカーは神奈川県の丹沢大山国定公園の駐車場で発見され、警察でも山を中心に捜索を行なった。1 月 23 日朝に勤務先から実家に電話があつて失踪したことがわかった。

レンタカーの中には本人のジャンパーと地図、パンなどを食べた包紙があり、ガソリンスタンドのレシートもあった。14 日朝 8 時、丹沢の山麓のガソリンスタンドで満タンにしている。

●金田 祐司 (かなた ゆうじ)

生年月日 ・昭和 35 (1960) 年 7 月 22 日 (当時 36 歳)

失踪年月日 ・平成 8 (1996) 年 8 月 22 日

当時の身分 ・学生 (直前まで大阪府職員)

当時の居住地 ・大阪府堺市から米国へ留学直後

失踪場所 ・大阪府

失踪当時の状況 平成 8 年 7 月、MBA 取得のため渡米。8 月 14 日に留学先のロサンゼルス着の電話が実家にあつたが、24 日に「病気になったので帰国して治療する。」との手紙 (19 日付) が実家に届く。入管、関空に問い合わせると、20 日に関空に帰国していることが分かった。また帰国後 ATM 等から預金を引きだしている (防犯カメラにて本人であることを確認)。以後行方が分かっていない。

■マッピングリスト12（車を残しての失踪）

★車が残されての失踪について

(1)偽装工作のために車を利用した可能性がある（失踪場所の偽装、自殺や家出など、拉致以外の失踪への偽装）

(2)長距離の移動により、捜査を困難にすることが可能。

拉致実行とは別に車を移動させたとする、複数の人物が関わっている可能性がある。その場合、運転した者は日本の道路事情に詳しい人物であると考えられる。

事件に結びつくと思われるケースが多いが、当時警察によって詳しく捜査が行なわれたケースは少ない。

※これ以外に「車ごとの失踪」が15件あるが、今回は除外している。

●米川茂雄 昭和40（1965）年 東京都中央区の築地がんセンターで自家用車を発見。

・車の査定のために出かけていた。

● A 昭和47（1972）年 山形県の海岸で自家用車が海へ転落。

・車を引き上げたが遺体が見つからず。車検証だけが海に浮かんでいた。

● B 昭和48（1973）年 福井県の海岸で自家用車を発見。

●三浦和彦・波多野幸子

昭和49（1974）年 福岡県の芥屋海岸で自家用車を発見。

・二人の靴が片方ずつ海岸に残されていた。

●清崎公正 昭和49（1974）年 兵庫県尼崎市内で軽トラックを発見。

●地村保志・浜本富貴恵

昭和53（1978）年 福井県小浜市の展望台で自家用小型軽トラックを発見

・ハンドルが一杯にきられ、キーがウインカーのレバーに掛けられていた。

●市川修一・増元るみ子

昭和53（1978）年 鹿児島県吹上浜で自家用車を発見

・車内にあるみ子さんのカメラやバッグが、車の近くに市川さんのサンダルが片方残されていた。

●山田健治 昭和54（1979）年 福井県高岡市の越中国分駅で車を発見。

・ジョギング用のジャージが残されていた。普段この場所に車を止め、着替えてジョギングをしていた。

- C 昭和 55 (1980) 年 静岡県下田市の海岸で自家用車を発見。
 - ・本人は当時埼玉県に居住。ドライブで単身下田を訪れたが、高速道路の領収証は1枚しか残されていなかった。また同じ銘柄の缶コーヒーの空き缶が2つ助手席に残っていた。
- 鈴木清江 昭和 57 (1982) 年 静岡県袋井市の居住地近くの空き地で自家用車を発見
 - ・車はロックされていた。財布と買い物したものが残されていたが、バッグがなかった。
- 広田公一 昭和 59 (1984) 年 鳥取県大山登山口の駐車場で自家用車を発見。
 - ・登山靴などは車内に残されたまま。また登山口までの行程が記されたメモが残る。
- D 昭和 60 (1985) 年 茨城県内のファミリーレストラン駐車場で自家用車を発見。
 - ・別の場所で本人と同じ血液型の毛布が発見された。
- E 昭和 61 (1986) 年 大阪市内の駐車場で自家用車を発見。
- F 昭和 61 (1986) 年 山形県の港で軽ワゴンを発見。
 - ・本人は自宅から農作業のため畑に向かった。
- G 昭和 62 (1987) 年 新居浜から神戸へ向かうフェリーに車だけ残され、本人が行方不明
- 岡元幸弘 昭和 62 (1987) 年 神奈川県横須賀市の火力発電所脇で自家用車を発見。
- 尾上民公乃
昭和 62 (1987) 年 福岡県博多港の岸壁から車が転落。遺体なし。
 - ・車は友人のもの。前日に大阪市内で助手席に乗って友人を待っている間に車ごといなくなっていた。
- 山下 貢 平成元 (1989) 年 福井県越前町の海岸沿いで自家用車を発見。
 - ・釣りに出かけて行方不明。車内に長靴、食べかけのおにぎり、免許証が残されていた。釣り竿は未発見。

- 河田君江 平成2(1990)年 山口県豊浦町で失踪 同県阿武町で自家用車を発見
 - ・運転の時は靴を履き替えていたが、運転席には泥がつき、助手席にはシダの葉が見つかった。途中で数カ所で買い物をしたレシートが残されている。また本人の血が付着したカミソリも残されていた。

- 清水圭子 平成2(1990)年 岡山県芳井町で失踪 井原市の書店駐車場で自家用車を発見
 - ・免許証、財布、ハンカチの入った小さなバッグのみがなくなっている。また普段履くハイヒールは残されていたが、運転用のズックが見当たらなかった。

- 小野寺将人
 - 平成3(1991)年 北海道富良野のホテル駐車場でレンタカーを発見。

- 松橋恵美子
 - 平成4(1992)年 秋田県合川町で失踪 能代市の海岸で自家用車を発見
 - ・車内に身の回りのもの全てが残されていた。またコンサートのチケットが2枚あった。

- 田中正道 平成5(1993)年 千葉県習志野市で自家用車を発見
 - ・車はパンクし、乗り捨てられたような状態。財布、健康保険証などが残されていた。

- 富川久子 平成6(1994)年 沖縄県石垣島御神崎灯台で本人の車を発見。
 - ・店で買った子供のミルクはあったが、「買いに行く」と言っていたバレンタインチョコレートはなかった。

- 松永正樹 平成7(1995)年 北海道苫小牧市の店舗駐車場で自家用車を発見
 - ・自宅は香川県。福井、北海道で給油した形跡がある。車内には車検証以外遺留品なし。本人が差出人となって車番号、銀行口座番号、暗証番号を書いたメモ、印鑑、車のキーが入っていた。

- 岩本美代子
 - 平成7(1995)年 宮崎県石崎浜海岸で自家用車を発見。
 - ・車は砂浜に乗り上げた状態。鍵はついたままで、車内は荒らされていた。後に質屋で本人のカメラが発見される。

- H 平成 8 (1996) 年 失踪から 1 年後、北海道釧路市の埠頭で友人の車を発見。
・友人とともに乗車していた。二人とも未発見。

- I 平成 8 (1996) 年 福井県丹生郡の海岸で自家用車を発見。
・本人は京都府の自宅からいつものように車で出勤。その日の午前中に福井県内でスピード違反で検挙されている。

- 竹内 卓 平成 8 (1996) 年 神奈川県丹沢で借りていたレンタカーを発見。

- J 平成 9 (1997) 年 茨城県鹿島郡で友人の車を発見。友人と二人が行方不明。

- K 平成 9 (1997) 年 長野県八方尾根麓で車を発見。
運転席と後部のドア・ロックが外れていた。バックミラーが曲がっていた。キーはなし。コンビニのレシートが残されていた。眼鏡、小銭入れが残されていた。登山靴や登山道具はなし。

- L 平成 9 (1997) 年 岡山県倉敷市の駐車場で自家用車を発見。

- 渡辺栄一 平成 9 (1997) 年 北海道瀬棚郡の川沿いで自家用車を発見。
・車は指紋がきれいに拭き取られた状態だった。

- 林 雅俊 平成 10 (1998) 年 福井県丹生郡越前町の海岸で自家用車を発見。
・当時岐阜県垂井町に居住。約 2 週間前にもこの地域を訪れていた。車内に書き置きのような内容を記したノートパソコンが残されていた。

- 松井綾子 平成 10 (1998) 年 茨城県神栖町の新海公園駐車場で自家用車を発見
・居住地水戸から千葉県の東金、銚子と移動した形跡がある。また途中、給油カードを作成 (本人自署)、コンビニエンスストアで買い物をしたレシートが残されていた。

- 坂川千秋 平成 12 (2000) 年 岩手県九戸郡高家漁港で自家用車を発見
・勤務先ガソリンスタンドで給油。メーターと車発見現場までの走行距離が不一致。他の場所を経由したと考えられる。途中のコンビニエンスストアでビールを購入したレシートが残されている。また本人は普段カーステレオを大音量にするのだが、発見時は音量が絞

られていた。

- 澤辺和也 平成 13 (2001) 年 京都府宮津市の山中で自家用車を発見。
 - ・ 車は山中で爆発炎上。遺体はなかった。

- M 平成 14 (2002) 年 大阪市内の建設現場で自家用車を発見